

第4回定例会

令和3年6月16日開会

令和3年6月16日閉会

# 小清水町議会会議録

小清水町議会

## 令和3年第4回小清水町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和3年6月16日（水曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について  
(議長諸報告について)  
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 意見案第 1号 地方財政の充実・強化に関する意見書(案)の提出について
- 第 5 意見案第 2号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など  
教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書(案)の提出について
- 第 6 意見案第 3号 2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)の提出について
- 第 7 意見案第 4号 コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物需要喚起対策を求める意見書(案)  
の提出について
- 第 8 一 般 質 問
- 第 9 報 告 第 2号 令和2年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第10 報 告 第 3号 令和2年度小清水町一般会計継続費繰越計算書について
- 第11 議 案 第 3 2号 小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議 案 第 3 3号 小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議 案 第 3 4号 子ども医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議 案 第 3 5号 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する条例の一部を改正する条  
例制定について
- 第15 議 案 第 3 6号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議 案 第 3 7号 小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議 案 第 3 8号 令和3年度小清水町一般会計補正予算(第1号)について
- 第18 議 案 第 3 9号 令和3年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 第19 議 案 第 4 0号 園芸施設等建設工事(建築主体)に係る契約の締結について
- 第20 議 案 第 4 1号 園芸施設等建設工事(機械設備)に係る契約の締結について
- 第21 議 案 第 4 2号 サッカーコート天然芝生化改設工事に係る契約の締結について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	荒木和正君
企画財政課長	石丸寛之君
町民生活課長	牧野尚樹君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
子育て支援課長	佐藤大吉君
生涯学習課長	組野麻記君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	村上信二君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和3年第4回町議会定例会を開会いたします。  
(開会 午前9時30分)

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、  
4番 森 浩 議員 7番 佐藤 智 議員  
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。  
森浩議会運営委員長。4番。  
○議会運営委員長（森浩君）4番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。  
令和3年第4回町議会定例会を開催するに当たり、5月27日、6月14日及び本日、議会運営委員会を開催し、本日開催する定例会の会期運営等について協議をいたしました。  
本定例会に付議された提出議案等は、配付されております議事日程表のとおりであります。  
以上の提出議案、内容等を慎重に審査、判断いたしまして、本定例会の会期は6月16日、1日とすることが適当であると判断いたしました。  
以上、議会運営委員会の審査報告といたします。  
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。  
これに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶものあり)  
○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。  
よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。  
○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。  
本日の会議出席議員数は10名でございます。  
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。  
3月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。  
監査委員から例月出納検査報告書を受領したので、その写しを配付しております。  
以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。あわせて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。  
久保町長。  
○町長（久保弘志君）おはようございます。定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。  
肌寒い日々が続いておりましたが、一雨ごとに野山の木々も色濃く装いを改め、気温の上昇とともに新緑の映える初夏の訪れを感じ、農作物が大きく成長する季節になってまいりました。

そうした本日、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言のさなかではありますが、令和3年第4回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には、何かと御多用の中、全員の御応召を賜りまして、ここに定例会が開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

また、本定例会は、私にとりまして、現任期における最後の定例議会となります。この4年間、多くの行政課題に取り組むことができましたのは、町議会の皆様を初め、各関係機関・諸団体の皆様、多くの町民の皆様の御支援とお力添えのたまものであり、ここに改めて感謝を申し上げたいと存じます。

さて、本定例会に御提案いたします案件でございますが、初めに、報告案件2件は、令和2年度の補正予算に計上しました一般会計8事業の繰越明許費及び令和2年度から本年度までの継続事業である防災拠点型複合庁舎設計等業務の継続費について、繰越計算書を調製しましたので、令和3年度への繰越し状況を報告するものでございます。

次に、議案でございますが、条例関係につきましては、法律等の改正により関係する条例の一部改正のほか、国民健康保険料率の改定及び新型コロナウイルス感染症による保険料の減免規定の改正など条例の一部改正6件、補正予算は、一般会計及び国民健康保険特別会計2件のほか、契約の締結3件でございます。

各案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願いを申し上げまして、定例町議会開会に当たっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

私の補足説明はごく簡単に行いますので、御了承願います。

別途お配りしております行政報告書3ページ右側下段、新型コロナウイルスワクチン接種事業でございます。

緊急事態宣言発令中のさなかではございますが、この間、ウイルスの感染は、オホーツク管内近隣市町にまで急速に広がってまいりました。本町では、今のところ、感染は確認されておりませんが、ワクチン接種をさらに加速させていかなければならないと考えております。

接種の状況でございますが、医療従事者等の方については、新規採用者などもおられますので、それ以外の方は2回目接種を終了しております。65歳以上の高齢者の接種につきましては、ワクチンの供給の遅れによりまして、予定よりも約1か月遅れでのスタートとなりましたが、小清水赤十字病院の御協力のもとに、5月6日から開始をしております。

直近の6月11日現在の実績といたしまして、予約件数は1,622件で、高齢者全体の89.8%の方が予約を済まされております。残りの方はまだ接種するかどうかを見計らっているところか、強制ではございませんので、接種を希望されない方も含まれているものと理解をしておりますが、今後も接種される方全員に接種を受けてもらえるよう、周知を続けてまいることにしております。

1回目の接種を終えた方は799名で、高齢者全体の44.3%、2回目も終えられた方は608名で33.7%となっております。また、この間、医療従事者分の余ったワクチンと高齢者のキャンセル分につきまして、ワクチンの廃棄を避けるために、高齢者施設の介護従事者と接種会場で従事する町職員が代わりに接種を受けております。

引き続き、キャンセル発生時に備えて、町としてワクチンの廃棄防止に関する対応方針を策定したところでありまして、感染症による社会的影響を考慮し、高齢者施設の従事者、保育所・幼稚園の従事者、小学校・中学校・児童クラブ室の従事者、保健師、ケアマネージャー、接種会場で従事する一般職員を優先接種の対象者と定め、貴重なワクチンの有効使用と廃棄の防止を図っていくこととしております。

今後の予定といたしましては、高齢者の接種については、一部、2回目の接種が8月になる方がおられますが、状況といたしましては、7月の予約枠が若干余っている中で、御本人の希望により、後のほうで接種されるということでもありますので、7月末までには、高齢者の方の接種に一定のめどが立つこととなります。したがって、8月以降は64歳以下の方の接種に入りたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、感染が近隣市町にまで広がってまいりました。変異株の猛威からしますと、接種を希望する全ての町民の方に少しでも早く接種を受けてもらう体制づくりが私の責務でございますので、一般の方に対する接種について、現在、小清水赤十字病院と集団接種による方法を視野に、検討を行

っているところでありますが、一般の方の分のワクチンの供給量がまだ示されておりませんので、はっきりしたことは申し上げられませんが、いずれにいたしましても、秋以降は、インフルエンザのワクチン接種が始まりますので、できるだけ、それとは重ならないように、その前にコロナワクチンの接種を終了できるように進めてまいりたいと考えております。

次に3ページ、左側下段農作物作況調査であります。別紙「農作物生育状況調査報告書」をお配りしておりますので、御覧ください。

まず、相対的な状況でございますが、本年は冬期間の積雪量が少なかったことから、例年より早く、圃場に入れましたが、4月後半から5月にかけての日照不足と低温により、蒔き付けは若干の遅れとなっております。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、6月1日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

資料の見方でございますが、表の左側が作物名、次に生育概況欄が本年度の数値であります。町単独調査の実施により、さらに細分化した上段を小清水町の数値、下段を支所管内の数値としておまして、平年値につきましては、支所の平年値でございます。

作物ごとの遅速日数で見ますと、日照不足と低温により、バレイショは6日、春まき小麦は3日、秋まき小麦、てん菜が2日、大豆は1日遅い生育となっており、町単独調査を行っているタマネギは、1日早い生育となっております。飼料作物の牧草は3日早い生育となっております。

以上のような調査結果から、全ての作物において、日照不足と低温の影響を受け、平年より遅い生育状況となっております。農作物は、今後の天候や適切な圃場管理によって、収穫量が大きく左右されることから、農業者の皆様を初め、関係者一丸となって、生育状況に応じた適切な対応と一層の御努力により、豊穡の出来秋を迎えたいと願っているところでございます。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎意見案第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、意見案第1号、地方財政の充実・強化に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者高橋隆文議員の説明を求めます。

5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）5番。ただいま上程されました意見案第1号について説明いたします。

この意見書につきましては、昨年も意見書として提出してございますので、内容をかいつまんで説明いたしますので、御了承をいただきたいと思います。

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）でございます。

新型コロナウイルス対策など、地方自治体には新たに多くの課題に即時の対応が求められている。新型コロナウイルスへの対応により、巨額の財政出動が行われる中、地方財源が確保できるのか、不安が残されている。

2022年度の地方財政の現状に当たっては、新たな行政需要も把握しながら、地方財政の確立を目指すよう、強く要望する。

記。

1、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、柔軟に対応し得る地方一般財源の総額の確保を図ること。

2、新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務機能の強化、また、地域経済の活性化まで踏まえた確実な財政措置を図ること。

3、子育て地域医療の確保、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが行政経費を圧迫していることから、社会保障関連経費の拡充を図り、人材を確保すること。

4、デジタルガバメント化における自治体業務のシステムの標準化については、自治体の実情を踏まえ、柔軟に対応すること。人材育成を図るなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も対応すること。

5、まち・ひと・しごと創生事業費について、同規模の財源確保を図ること。

- 6、会計年度任用職員制度について、当該職員の処遇の調査を行うなどして、財政需要を満たすこと。
- 7、森林環境譲与税の譲与基準については見直すこと。
- 8、地域間の地方税への税源移譲を行うこと。各種税制の廃止、減税を検討するには、自治体の影響を検証した上で、代替財源の確保と財政の対応を図ること。
- 9、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図ること。
- 10、地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出するものでございます。御審議をいただき、原案どおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第1号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第1号、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見案第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、意見案第2号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）5番。ただいま上程されました意見案第2号について説明いたします。

この意見書についても、以前提出してございますので、再度、このことについて実施されていないことから、改めて提出するものでございます。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書（案）でございます。

義務教育費国庫負担制度は、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。国の責任において、国の負担率を2分の1へと復元することが重要である。また、きめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を改善することによる少人数学級の実現は不可欠である。早急に30人以下学級を実現し、自主的な教職員増としていくことは必要である。

教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう、強く要望する。

記。

1、義務教育費を無償化とするよう求める。義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率1/2に復元する。

2、30人以下学級の早期実現、教職員の早期実現を図る。

3、給食費、修学旅行費、教材費など、保護者負担の解消や国負担の拡充を行う。

4、就学援助制度、奨学金制度拡充を図る。

5、高校授業料無償化制度への所得制限撤廃と朝鮮学校の授業料無償化適用除外撤回を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものでございます。御審議いただきまして可決くださいますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。  
意見案第2号、採決いたします。  
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。  
よって、意見案第2号、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見案第3号

○議長(坂田秀昭君) 日程第6、意見案第3号、2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)の提出についてを議題といたします。  
提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番(工藤孝一君) はい、6番。ただいま上程されました意見案第3号について説明いたします。

この意見案については例年、本町議会として取り上げていますので、主文は省略し、要請項目のみ読み上げて提案といたします。

2021年度北海道最低賃金改正等に関する意見書(案)。

北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、2021年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指すことが堅持された経済財政運営と改革の基本方針を十分尊重し、経済の自立的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。

2、設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間が、道内高卒初任給(時間1,036円)を下回らない水準に改善すること。

3、厚生労働省のキャリアアップ助成金など、各種助成金を有効活用した最低賃金の引上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を講ずるよう、国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

御協賛くださいますようお願いいたします。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。  
討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。  
意見案第3号、採決いたします。  
原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。  
よって、意見案第3号、原案のとおり可決されました。

#### ◎意見案第4号

○議長(坂田秀昭君) 日程第7、意見案第4号、コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物需要喚起



対策を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。ただいま上程されました意見案第4号について説明いたします。

本意見案第4号につきましても、昨年12月定例議会で、ほぼ同様の内容で国へ送付しておりますので、主文を省略した中で説明をし提案とします。

コロナ禍における地域経済の活性化と農畜産物需要喚起対策を求める意見書（案）。

記。

1、新型コロナウイルス感染拡大の終息が見えない中、一層のインバウンド需要や観光事業の低迷、飲食業の利用客の落ち込みなどで、地域経済への影響が今後も懸念され、地域社会全体への影響は必至なことから、経済を活性化するための対策を強化とともに、地方自治体への対策関連予算を十分確保し、適宜対応を図ること。

2、コロナ禍による中食、外食需要の減退で農畜産物等の消費が大きく落ち込み、在庫の積み増しが深刻化していることから、農畜産物需要の喚起を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

御協賛くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第4号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、意見案第4号、原案のとおり可決されました。

#### ◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第8、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、質問、答弁ともに簡潔・明瞭に努められるようお願い申し上げます。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。さきに通告してあります項目について質問させていただきます。

個人事業者等支援事業についてであります。

新型コロナ感染拡大に伴う緊急事態宣言、蔓延防止重点措置により、商店、飲食店、サービス業などは、前年度以上の売上や需要の減少が続いている事業者は決して少なくありません。本町独自の第4弾支援策を実施すべきだと思いますが、所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

5月16日に5月31日までの期間を対象に発令されました緊急事態宣言も、感染拡大が収まらず、6月20日まで延長をすることとなり、事業者の皆様、特に、飲食店事業者の皆様には、時短営業への御協力をいただくなど、大変御苦勞をおかけしております。

この間も小清水赤十字病院様の御協力により、5月6日より開始いたしました高齢者向けワクチン接種事業も順調に進み、少しずつではありますが、確実に前に進んでいるものと感じております。

さて、現下の北海道における緊急事態宣言に伴う緊急事態措置協力支援金は、5月31日までを対象とし申請受付を行っており、時短営業、アルコール提供時間の短縮の要請に応じた飲食店等を対象に、1日当たり2万5千円を下限とした協力支援金を支出することとしておりますが、北海道の協力支援金の支給時期につきましては、早くとも6月末になる見込みであることから、町が利子補給を行っております「中小企業特別融資」や期限が再延長されました国の「セーフティネット」の活用について、商工業者、商工事業者の皆さんにお知らせするなど、商工会と連携をし対応しているところでございまして、以降、6月20日までの延長に対する支援措置も同様に行われるものと見込んでおります。

これまで、新型コロナウイルス感染症拡大による町内商工事業者支援対策としまして、資金繰りへの対応を初め、上下水道使用料の減免、テイクアウト事業、3回にわたる個人事業者等支援事業や、泊まろうキャンペーンを国の地方創生臨時交付金を活用して実施をしております。

令和3年度に入りましても、4月19日に、第3弾となる町内経済活性化事業（がんばるこしみず応援事業）として、9月末日を期限とする商品券を発送し、町内事業者に還流してございます。

今後も令和2年度予算の繰越明許事業として、7月以降に、小清水で泊まろうキャンペーン第2弾、10月には、年末年始に向けた町内経済活性化事業（がんばるこしみず応援事業）第4弾を計画してございます。

このような対策を進める中で、議員のおっしゃる個人事業者等支援事業の第4弾に対する考え方でございますが、令和2年度繰越明許事業による支援事業を実施中でありますことから、現在のところ、新たに独自事業を実施する計画はございません。

しかしながら、まだまだ影響が及ぶコロナ禍でございますので、昨年度のように、国から地方創生臨時交付金の予算措置が行われるなど、今後、何かしらの支援措置等がなされることとなりました際には、必要な支援につきまして、商工会での関係機関と十分協議をし、検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）本町はコロナ感染に対する、商工業者に対する支援は、ほかの近隣町村と比べても決して少なくない、遜色のない先進的な取組をしているというふうに私も思います。

ただ、ここまでコロナが長引いて、国のほうでも今年、1月から3月にかけての減収に対する一時支援、そして、4月以降の売上減少に対する月次支援、これらが国のほうで既に始まっていますが、月次支援の受付は今日から6月分ということだと思っておりますが、月次支援の今日からということではあります、国の支援も、いずれも前年度あるいは2年前の同月売上減収割合が50%以上の減収という、極めてハードルの高い、そういう条件になっております。

したがって、ある程度、近隣町村の事業者支援についても条件を緩く、かつ、若干金額も少ないようではあります、やはり、6月についても、近隣町村事業者支援を実施している町村がありますし、この6月定例議会に向けて、地元商工業者に対する支援を提案する近隣町村もございます。

確かに今、町長言われたように、国のコロナ対策の緊急交付金等々の追加支援を強く望むことも、もちろん重要でありますし、本町としても、町長を先頭に、国への要請をすることが極めて大変重要であるというふうに思います。

そういう国の、そういった追加支援の要請も含めて、地元業者に対する支援を、再度検討して、国の動きも注視しながら進めていただきたいと思います。

再度御答弁をお願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

今まで、令和2年度まで3回、個人事業者の支援事業をやらさせていただいております。最後には2月でありますけれども、11月から1月、減収率も2割まで拡大をしてやらさせていただいたところでございます。

近隣市町の動向も私は注視をしているところでございますが、大体の近隣の市町村においては、地方創

生臨時交付金の繰り越したお金で取り組んでおられるということでございまして、本町の場合、これから補正予算、繰越明許費の報告が出てきておりますが、町内活性化事業ですね。商品券、令和3年は2回出ますけども、これに4,920万円、PCR検査の助成事業330万円、泊まろうキャンペーンで300万円、このように、5,500万円をその地方創生臨時交付金を繰り越してやる予定をしているわけです。

実は、地方創生臨時交付金も3回に分けて来ていまして、本町3億7,200万円ほどいただいておりますが、このうちの5,500万円を繰り越してやるということでもあります。ですので、交付金としては、もう余力がないといえますか、使い切った状況でございます。

近隣市町もそうでありませうけれども、近隣市町については、その繰り越した部分で事業者の支援をやっているというふうに理解をしておりますけれども、ただ、大都市部では、やはりそういうことは言っておられないという状況もあり、基金も使いながら支援をしている状況も、当然ありますので、私としては、議員も御提案ありましたけれども、再度、国からの支援がないのかなというふうに、ちょっと待っているところでございます。

都道府県については、当然、支援が出てきておりますけれども、なかなか、末端の市町村までには来ていないというのが現状でございます。これがいつ出るのか出ないのかということでもありますけれども、いずれにいたしましても、緊急事態宣言6月20日までであります。それ以降どう取り扱われるのか、概ね、今週中にはわかると思っておりますけれども、その状況を見ながら、交付金はもう使い切ってますので、本町まだ繰越金的なものであるとか、基金を使っていたとか、そういう支援をすることは、財政力的には、まだできるかなというふうに思っておりますので、その辺、商工会等々とよく協議をしながら、必要であれば、第4弾という形で、減収率も、本町については2割に下げてくださいけれども、何せやはり、店をやめてしまわれるというのは、一番苦しいことでもありますので、そうならないような中で、いろんな国の支援策も使いながら、何とか頑張っていたきたいというふうに思っておりますので、必要があれば当然、町としても支援については検討をしていくというふうに考えるわけでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、交付金等々の要請については当然、町村会等を通じて、小清水町としても強く要請をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）これにて、工藤孝一議員の質問は終了いたします。

以上で、通告のあった一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

なお、本会議は10時25分より再開いたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

#### ◎報告第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、報告第2号、令和2年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました報告第2号、令和2年度小清水町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書16ページをお願いいたします。

令和3年3月開催定例町議会で議決をいただきました補正予算第10号及び第11号、令和3年4月開

催臨時町議会で専決処分承認をいただきました繰越明許費につきまして、出納閉鎖を終え確定しました令和3年度への繰越額及びその財源内訳を御報告するものでございます。

繰越明許費繰越計算書を御覧ください。

2款3項戸籍住民基本台帳費は、いずれも国の社会保障・税番号システム整備事業の繰越しによる交付決定を受けたものでございまして、戸籍附票・住基システム改修事業691万円、戸籍情報システム改修事業149万6千円の2つのシステム改修事業費を繰り越したものでございます。

4款1項保健衛生費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する町内経済活性化事業4,920万円、PCR検査費助成事業334万6千円、小清水で泊まろうキャンペーン事業300万円の3事業、及び感染防止策として進めている新型コロナウイルスワクチン接種事業3,745万4千円の事業費について、交付決定を受けた国庫補助金等を財源として繰り越したものでございます。

次、6款1項農業費は、農業振興拠点施設整備事業費13億1,902万2千円の予算について交付決定を受けた国庫補助金、地方債では、一般補助施設整備事業債を、その他財源では、農畜産振興基金繰入金を財源として繰り越し、道営による農地整備事業は1,887万円の予算を令和3年度に繰り越したものでございます。

なお、一般財源につきましては、全て繰越金にて計上してございます。

以上、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時30分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

次に進みます。

#### ◎報告第3号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、報告第3号、令和2年度小清水町一般会計継続費繰越計算書についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま上程されました報告第3号、令和2年度小清水町一般会計継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

議案書18ページをお願いいたします。

令和2年度から令和3年度までの2か年間の継続費で実施しております事業につきまして、令和2年度事業費の未執行額を逐次繰越しし、令和3年度事業費と合わせて執行するものでございまして、2款1項総務管理費の防災拠点型複合庁舎設計等業務につきまして、193万1千円の予算を令和3年度に逐次繰越したものでございます。

以上、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、御報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

#### ◎議案第32号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第32号、小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第32号、小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書20ページになります。

本条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第55条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる、番号利用法でございますが、この法律中、本条例において引用している条文番号が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧ください。

改正する第20条第4項は、個人から公開を受けた自己の個人情報に誤りがあると訂正請求がされ、町などの実施機関がその訂正を決定した場合に、通知先となる情報照会者等について、番号利用法第19条第7号及び同条第8号に規定されており、このたびの法改正により、これらの条文番号の改正が行われたこと、及びこれらの情報提供に使用するネットワークシステムの設置及びその管理者が総務大臣から内閣総理大臣に改正されましたことから、本条例の一部改正を行うものであります。

最後に、附則につきましては、施行期日を改正法律の施行日と同一日である本年9月1日とするものでございます。

以上、小清水町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第32号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第32号、原案のとおり可決されました。

### ◎議案第33号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第33号、小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

牧野町民生活課長。

○町民生活課長（牧野尚樹君）ただいま上程されました議案第33号、小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書の21ページになります。

本改正条例につきましては、令和3年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律、この中にございます、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、小清水町手数料条例の関係する規定について改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧ください。

関係法律の改正によりまして、地方公共団体情報システム機構が個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを発行するものとして明確化されたことに伴い、カード発行に係る手数料につきましても同機構が徴収することとなりますので、本町が定めた手数料について、条例別表内の8の項第8号個人番号カード再交付手数料欄を削除する一部改正を行うものでございます。

なお、附則につきましても、施行期日を改正法律の施行日と同一日である本年9月1日とするものでございます。

以上、小清水町手数料条例の一部を改正する条例制定に関する説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第33号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第33号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第34号 及び 議案第35号

○議長（坂田秀昭君）日程第13、議案第34号及び日程第14、議案第35号、子ども医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）ただいま上程されました議案第34号、子ども医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は22ページになります。

本条例の一部改正につきましては、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律による電子資格確認の導入に際し、資格の確認方法が法定化されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

第7条において、従来規定していた健康保険等の組合員証や被保険者証の提示は、このたびの改正により法定化された電子資格確認を含め、医療保険各法に規定される療養の給付を受けるときの手続であることを鑑み、本条例に重ねて規定する必要がないことから、その規定を削り、受給者証の提示のみとする規定に改めるものでございます。

次に、改正附則でございますが、第1項で施行期日を公布の日からとし、第2項においては、小清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例中に、引用する条例名「乳幼児及び児童等医療費の給付に関する条例」を本条例「子ども医療費の給付に関する条例」と改正を行うもので、その改正内容を示した小清水町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表を別途お配りしておりますので、後ほど御参照いただきたいと存じます。

以上で、子ども医療費の給付に関する条例の一部改正についての説明を終わります。

続きまして、議案第35号、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は23ページになります。

本条例の一部改正につきましても、子ども医療費の給付に関する条例と同じく、資格の確認方法の法定化に伴う改正のほか、常用漢字への修正など、法令による文言等の修正を行うものでございます。

別途お配りしております新旧対照表ですが、初めに、2ページをお開きください。

ページ下段、第7条でございますが、子ども医療費の給付に関する条例の一部改正と同様に、医療保険各法の規定の適用によることから、本条例に重ねて規定する必要がない被保険者証等の提示の規定を削除し、受給者証の提示のみとする規定に改め、前段の改正では、受給者の規定を簡易な表現に改める改正を行うものでございます。

そのほか、1ページの第2条第1項第1号及び第2号は、ともに法令表記に基づく文言を修正し、次のページになります。第2項の第1号では、生活保護法の法令番号を追加し、この改正に伴い、重複表記となる第3条第1号の生活保護法の法令番号を削除する修正を加えた改正を行うものであります。

3ページの第11条につきましても、法令表記による文言を修正するものであります。

最後に附則でございますが、施行期日を公布の日からと規定するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第34号、子ども医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定についてを質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第34号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第34号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費給付に関する条例の一部を改正する条例制定について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第35号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第35号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第36号 及び 議案第37号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第36号及び日程第16、議案第37号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）ただいま上程されました議案第36号、小清水町国民健康保険条例の一部

を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は24ページからになります。

本条例の一部改正につきましては、負担の公平性を確保するため、保険料水準の統一を目指す北海道の国民健康保険運営方針に基づきまして、令和2年度から4年間で現行の資産割を含む所得割、均等割、平等割の4つの割合による賦課方式から、段階的に資産割を廃止して、3つの割合による賦課方式に移行していくために、保険料率を改正するものであります。

もう1点は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯などの保険料の減免に関する国の財政支援の延長に応じ、条例に定める減免期間を延長する一部改正でございます。

別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

初めに、保険料率の改正でございますが、第17条、一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率について、資産割を4年間で廃止するための2年次目といたしまして、当初の資産割の率の4分の1に当たる100分の2.5を所得割に移行し、所得割を100分の6.5に、資産割を100分の5とする改正でございます。

第17条の6の6は、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率について、2ページに移りまして、第17条の11は、介護納付金賦課額の保険料率について、基礎賦課額と同様に、それぞれ100分の2.5を所得割に移行するものであります。

次に、新型コロナウイルスの影響による保険料の減免措置についてでございますが、令和2年度の特例的・限定的な取扱いとして、制定附則において、減免の対象となる期間等の規定を整備したところでございます。

今般、厚生労働省より、令和3年度分の保険料の減免を行った場合についても、財政支援が継続されることが示されたことから、特例措置の期間を令和3年度分の保険料までとする改正を行うものであります。

最後に、改正附則でございますが、第1項において、施行期日を公布の日からとし、本則の保険料率の改正規定は、令和3年4月1日から適用するもので、第2項は、本則の改正規定について、令和3年度以降の保険料から適用する経過措置を規定しております。

以上で、国民健康保険条例の一部改正について説明を終わります。

続きまして、議案第37号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案書は26ページになります。

別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

本条例の一部改正につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免に対する国の財政支援に応じ減免期間を延長する改正のほか、該当要件の規定を加える一部改正を行うものでありまして、制定附則において、第21項で減免の期間を令和3年度分までとする改正に加え、同項第2号では、減免の該当要件に影響を及ぼすものではありませんが、期間延長とともに示された国の財政支援の算定基準に準じ、対象をその属する世帯の生計を主として維持する者とする規定に加え、アではその事業収入とし、イでは、地方税法に規定する合計所得から事業収入等を除く所得とする規定に表記を改める改正のほか、次のページの第23項においては、引用条項を改める改正を行うものであります。

最後に、改正附則でございますが、施行期日を公布の日からとし、附則第21項の改正規定については、令和3年4月1日から適用することを規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第36号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。



議案第36号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第36号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、小清水町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第37号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第37号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第38号 及び 議案第39号

○議長(坂田秀昭君) 日程第17、議案第38号及び日程第18、議案第39号、令和3年度小清水町一般会計補正予算(第1号)について、令和3年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを、一括して議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長(石丸寛之君) ただいま上程されました議案第38号、令和3年度小清水町一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,561万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億4,961万6千円とするものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調べと合わせて御覧ください。

初めに、2款総務費、1項総務管理費は、4目財産管理費において、平成27年3月に策定した小清水町公共施設等総合管理計画について、策定から一定期間が経過するとともに、国のインフラ長寿化計画及び地方公会計制度で運用する貸借対照表等の財務4表との整合も併せて図ることとされたのを受け、公共施設等総合管理計画の更新業務委託料187万円追加計上をするものでございます。

なお、この更新に要する経費については、令和3年度に限り特別交付税による財政措置が講じられております。

6目企画広報費、7節報償費及び12節委託料は、スポーツ庁補助事業に申請しておりました事業が、先般、事業採択を受けましたので、これに係る報償費23万3千円と業務委託料をそれぞれ追加するもので、昨年度事業は65歳以上の方を対象としたプログラムを行ったところでございますが、2年次目となります今年度につきましては、子育て世代である20歳代から50歳代を対象とし、コロナ禍にあっても運動・スポーツを地域で安心して親しめる機会の創出を通じ、町民の健康増進や多世代交流、また複合庁舎と一体整備をする賑わいのある空間の中心的事業となるスポーツ事務の供用開始までの下地づくりを兼ねた取組として、運動・スポーツ習慣化促進業務委託料、984万5千円を追加計上するものでございます。

14節工事請負費は、移住体験住宅へのエアコン設置に係る工事請負費として、21万1千円を追加計上するものです。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費は、7目新型コロナウイルス感染症対策費において、国の子育て世帯生活支援特別給付事業としまして、住民税非課税世帯等の世帯に対し、0歳から18歳以下の児童1人につき5万円を給付するもので、これに係る事務費では、10節需用費、11節役務費、合わせまして8万円を追加、事業費では、18節負担金補助及び交付金に子育て世帯生活支援特別給付金365万円を追加計上するものです。

次のページになります。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費は、18節負担金補助及び交付金で、持続可能な畑作産地形成に向けた生産技術・作付体系導入支援として行う、てん菜風害・湿害軽減技術導入事業などの実施による畑作構造転換事業費補助金1億5,027万2千円追加計上するものです。

7款商工費、1項3目観光振興費、14節工事請負費は、観光施設整備事業として、凍上等による不陸が進んでおりますハイランド小清水725の駐車場南側の平板取替工事費1,232万円を追加計上。

9款消防費、1項1目消防組合費、18節負担金補助及び交付金は、消防分署庁舎改築時に設置した冷暖房空調機について、設置後12年が経過したことに伴い、空調機全般に不具合が多く発生していることから、この改修工事費として斜里地区消防組合負担金713万5千円を追加計上するものです。

次に、歳入予算ですが、6ページにお戻りください。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金は、運動・スポーツ習慣化促進事業に係る国庫補助といたしまして、地方スポーツ振興費補助金1千万円を追加、2目民生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対策の特例措置といたしまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業費に係る交付金373万円を追加計上するものです。

15款道支出金、2項4目農林水産業費道補助金は、畑作構造転換事業費補助金として、歳出同額の1億5,027万2千円追加計上。

6目商工費道補助金は、ハイランド小清水725平板取替の事業採択を受け、自然公園等整備事業費補助金500万円を追加、道補助金合わせまして、1億5,527万2千円を追加計上するものです。

19款繰越金は、財源調整分といたしまして、前年度繰越金1,661万4千円を追加計上するものでございます。

以上で一般会計分の説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君） 齊藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（齊藤高広君） 続きまして、議案第39号、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書の11ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ250万円を追加し、予算の総額を8億6,720万円とするものでございます。

本補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症関連対策として、特例的・時限的な措置であります傷病手当金の国の財政支援となる対象期間が、本年9月30日までと延長されたことによる傷病手当金を追加計上するものでございます。

16ページをお開き願います。

まず、歳出予算の補正ですが、期間の延長に伴いまして、その支給に備え、2款1項保険給付費、6目傷病手当金250万円追加。

補正予算書14ページに戻りまして、歳入ですが、傷病手当金の支給財源は、全て国の負担によるものでございますが、国保事業の都道府県化による財政運営主体の北海道より交付されることから、2款1項道補助金、1目保険給付費等交付金の特別交付金の特別交付金として、歳出同額の250万円を追加計上するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 初めに、議案第38号、令和3年度小清水町一般会計補正予算（第1号）について質疑を受けます。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。  
議案第38号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第38号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、令和3年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。  
議案第39号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第39号、原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第40号 及び 議案第41号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、議案第40号及び日程第20、議案第41号、園芸施設等建設工事（建築主体）に係る契約の締結について、園芸施設等建設工事（機械設備）に係る契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）ただいま一括上程されました議案第40号及び議案第41号、園芸施設等建設工事の2工事に係る契約の締結について御説明申し上げます。

事前にお配りしました議案と資料の入札及び契約状況表をあわせて御覧願います。

この2件の工事に係る入札につきましては、令和3年6月9日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、議案第40号、建築主体工事につきましては、資料のほうに記載のとおり、株式会社北興が6,820万円、消費税込金額7,502万円をもって落札しました。

議案第41号、機械設備工事につきましては、資料のほうに記載のとおり、株式会社東海林設備工業が6,140万円、消費税込金額6,754万円をもって落札しました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第40号、園芸施設等建設工事（建築主体）に係る契約の締結について、質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第40号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第40号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号、園芸施設等建設工事(機械設備)に係る契約の締結について、質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第41号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第41号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時05分

○議長(坂田秀昭君) 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

#### ◎議案第42号

○議長(坂田秀昭君) 日程第21、議案第42号、サッカーコート天然芝生化改設工事に係る契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長(西川豊人君) ただいま上程されました議案第42号、サッカーコート天然芝生化改設工事に係る契約の締結について御説明申し上げます。

議案と資料の入札及び契約状況表を併せて御覧願います。

本件の入札につきましては、令和3年6月9日、地方自治法施行令167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行ったところであります。

入札の結果、資料のほうに記載のとおり、株式会社北興が7,980万円、消費税込金額8,778万円をもって落札しました。

以上のとおり、落札者が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(坂田秀昭君) 質疑を受けます。

5番、高橋隆文議員。

○5番(高橋隆文君) ちょっと1点だけお聞きしたいんですけども、この天然芝生化の改設工事ですけど、天然芝というのは張るんですかね。これ、コートの中で養成するんですかね。ちょっと1点だけお聞きします。

○議長(坂田秀昭君) 答弁を求めます。

西川建設課長。

○建設課長(西川豊人君) 芝については、剥がして張付けを行うものでございます。

- 議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。  
（「なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。  
討論を行います。  
（「なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。  
議案第42号、採決いたします。  
原案のとおり決するに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶものあり）
- 議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。  
よって、議案第42号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）以上をもちまして、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
これをもって、令和3年第4回町議会定例会を閉会いたします。  
慎重審議ありがとうございました。

（午前11時08分）